

令和2年12月23日
＜問い合わせ先＞
不動産・建設経済局
不動産市場整備課
代表 03-5253-8111

不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する告示案
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和2年11月4日（水）から令和2年12月3日（木）までの期間において、不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号）の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしく願いいたします。

○不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号）の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントに寄せられたご意見と国土交通省の考え方

※1の個人からご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
押印又は署名は正当性・公正性の確保に有用であるため、押印（又は署名）の廃止に反対である。（記名のみの場合には、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が高まることは、行政において認識しておくべき。）	今回の改正は、法人等が紙による申請等をする場合に、当該法人の代表者等による確認の証としての押印を廃止するものですが、押印を廃止した場合であっても、当該申請等の内容については、申請書に添付される登記事項証明書等の書類や電話等の手段により確認できるため、その正当性・公正性は担保されるものと考えます。